

[事案 2020-146] 給付金支払請求

・令和3年3月8日 裁定終了

<事案の概要>

投与を受けた薬剤が、約款所定のものでないことを理由に給付金が支払われなかったことを不服として、抗がん剤治療給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

甲状腺乳頭がんの治療を目的としてチラーヂンの投与を受けたため、平成30年5月に契約したがん保険にもとづき抗がん剤治療給付金を請求したところ、チラーヂンは保障の対象となる約款所定の薬剤には該当しないとして、支払われなかった。しかし、以下の理由により、抗がん剤治療給付金を支払ってほしい。

- (1) 診断書には、チラーヂンについて、抗がん剤・ホルモン療法である旨が記載されており、約款にも、保障対象にホルモン療法を含む旨の記載がある。また、医師からは、術後残ったがんの発育・抑制を目的に、ホルモン療法としてチラーヂンを5年間服用するという説明を受けており、チラーヂンが保障対象外の薬剤になるのは問題である。
- (2) 約款において、チラーヂンが保障対象外の薬剤である旨の定めはない。
- (3) 給付金は毎月支払われるものであるが、1回目は支払われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人に投与されたチラーヂンは、保障対象外の薬剤である。
- (2) 保障対象とならない薬をすべて約款に規定しなければならない義務はない。
- (3) 1回目の抗がん剤治療給付金の支払いは誤払いである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本手術の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、チラーヂンは保障の対象となる約款所定の薬剤に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。